

工事名：(仮称)新港ふ頭10号上屋建設工事(本体・建築)

質 問 内 容	<p>1) 本工事は杭工事からの引継ぎ工事との認識ですが、杭芯のズレの測定や、ズレによる補強が必要となった場合は設計変更の対象となるのでしょうか。</p> <p>2) 図面、数量書では鉄骨の組立方法として、共通仮設費内の項目では鉄骨建て方用揚重機一式とありますが、使用車両の選定が不明です。こちらは建物外、建物内どちらから行うお考えでしょうか。</p> <p>3) クレーンを使用する際、現場は埋立地であり、周辺の舗装に陥没、破損も見られることから敷地地盤面の補強として、敷き鉄板が必要となることが想定されます。こちらは設計変更の対象となるのでしょうか。</p> <p>4) G588A 大梁を架設する場合、地組みし楊重する流れとなるかと思われませんが、その場合、大梁は5トン程になるかと思われ、自重により梁がたわみ、柱、梁に変位が起こることが想定されます。変位が起こると柱の建て方精度に問題が起こることから、大梁を支える支柱などの仮設が必要となることが見込まれます。こちらは設計変更の対象となるのでしょうか。</p> <p>5) 建物の構造について、鉄骨建て方後、腰壁 SRC の施工を行い、コンクリートの強度発現後、屋根の施工に移るかと思われします。</p> <p>その場合、強度発現までの養生期間が必要となりますが、工期に係る場合、設計変更の対象となるのでしょうか。</p> <p>6) 数量書・直接仮設工事、災害防止に水平安全ネットの記載はありますが、親綱支柱及び親綱の掛け払い手間・賃料・基本料の記載が見当たりません。こちらは設計変更の対象となるのでしょうか。</p> <p>※スペースが足りない場合は、適宜、用紙を追加してください。</p>
------------------	---

【回答】

- 1) 杭工事において、杭芯の位置の測定・確認を行います。その結果、許容範囲を超えるズレが確認され、補強等が必要となる場合は監督職員と協議のうえ、必要に応じて設計変更の対象とします。
- 2) ラフテレーンクレーン25 t と 50 t のそれぞれ1台ずつを想定しています。建て方については建物内外どちらからでも施工可能であると見込んでおります。
- 3) クレーン作業時に敷鉄板等が必要となる場合については、原則として受注者の施工計画に基づく仮設として見込んでください。なお、設計図書と著しく異なる地盤条件が確認された場合は、監督職員と協議のうえ必要に応じて対応を検討します。
- 4) 大梁の架設方法については施工者の任意となるため、原則として設計変更の対象とはなりません。ただし、設計図書の条件により特別な仮設が必要となる場合は、監督職員と協議のうえ、対応を検討します。
- 5) 標準的な施工方法を想定し工期を設定しておりますが、気象条件等により施工条件に変更が生じた場合は、監督職員と協議のうえ、必要に応じて対応を検討します。
- 6) 親綱支柱、親綱の設置については、監督職員と協議のうえ、必要に応じて設計変更の対象とします。